836
209
3

莠草年録

堤蠟叢書

二

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

二

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

大正9.5.27 購求

高野蔵書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

大浦分河州鳴戸迄十六里口

指六里。鳴戸分讃州高雲迄指四十里松分豫州
ハクタリまで或指九里ハ三津迄指五十二津分
豊後さゝの浦異迄廿一里さかの異分也んさきまで
或十二里也んさき寄分日向細島迄指四十里鳴より
大淵也の浦迄三十六里也し此浦分こちの浦迄
指五十里こちの浦益隆州かゝ房迄或指十二房分
ほうのもれ迄十五里ほうの君鼻分賀久寺迄
指七里也人自ハ分宮之也七里宮之也ハ能度
姫ゝ所迄七里姫ゝ所ハ八代迄指三十八代分
能前度口濃津迄指十口の津分加古鳴迄指八里

加古鳴分まゝ川鳴迄指八里松島分あきすと
五里姫よき利分平戸迄或拾三里平戸分ゝ姫ゝ迄
指三十里呼子分あいの鳴迄或十八里相分鳴分
筑前地の島迄七里地の鳴分長州下の異
まで指三十里下の異分賀州大坂迄百三里より
武州江戸分桐州三崎迄或指三十三崎分
房津州館山迄五里館山分新湊迄八里新湊分
奥津州まで指三十里奥津州分大東迄七里大東より
大伏山迄拾九里大伏山分総州地子迄三里

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

○寛政三、亥年九月朔日、月並出仕、在漢人後、松平伊豆守殿
大目付、安藤大和守様、於厳部一万石以上ニ、合議人ニ出付事
先祖筑前家ニ、つ石ニ、沖ニ、夷国船一艘漂流ニ、様子、
而雑ニ、とく、家離れ、ニ、夢ニ、又他ニ、近く、家来ニ、義
ニ、而彼是日数八日雑ニ、内ニ、右ニ、雑ニ、ニ、家ニ、内ニ、時ニ、
帆船ニ、不ニ、見ニ、雑ニ、ニ、無ニ、夷国船漂着ニ、何ニ、
義ニ、事ニ、内ニ、ニ、先船見ニ、ニ、事ニ、ニ、遠ニ、
後ニ、下ニ、相伺ニ、ニ、以来夷国船ニ、見ニ、ニ、事ニ、
人殺ニ、先配ニ、まつ見ニ、ニ、ニ、ニ、加ニ、ニ、ニ、雑ニ、殺
ニ、筆談、或ニ、見ニ、者ニ、出ニ、様子ニ、在試ニ、ニ、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

農業ニ從ひ人數相減候ニ付諸國共是迄之一般
之風儀ニ相成候ハヽ大ニ付海岸防禦之為ニハ
宿々傳ひ人數相増候ニ付至而人數相増候ハヽ
之如く風気(?)荒々ニ付ひ人數ニ而如萬事相用ニ付
之儀接死不火気之數を探し垂変書式ニ有ハ
其上何分ニも萬事宜ハ尓し差支候ニ付ゟ書
此之事ニ入ニ付ニ仕も在之ゟ聊ニ而包之形ニ
相続之儀ハ其上候(?)へハ人數之底ニ而相成風
何卒(?)し御(?)趣(?)意(?)之通(?)ニ而も御(?)見(?)込(?)之趣(?)
相成申候

一 海岸之儀ハ津々浦々ニ至迄皆御深慮被為在候
御文言仲合ホ(?)ニ而多分ニ御座候所此儀ハ
一ツし右為何(?)ニ而并ニ相心得候ニ付御(?)同(?)ニ申
之ハ其文海岸之異國船(?)之儀(?)深慮(?)不(?)容(?)易(?)
不海家ゟ申(?)付(?)防(?)ぎ(?)ともニ而或ハ人數ニ而(?)出
之ハ家(?)候(?)ニ付ゟ乍(?)ら割(?)とも得(?)と(?)見(?)届(?)ニ而之候(?)
右ニ付而ハ(?)迄(?)之海(?)岸(?)之(?)防(?)ぎ(?)不(?)容(?)易(?)ニ而(?)
并(?)ニ相(?)心(?)得(?)ニ而(?)一同(?)相(?)願(?)候(?)

同年九月廿日

異船渡来ニ付右(?)ニ付才(?)々(?)

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible]

○文天巻説

文政十年丁亥

三月大政大臣ニ御轉任

四月東照大君二百五十回御忌

同月津輕侯轅之事ニ付逼塞

五月越前大野城燒失

回々國ト韃靼二手ニテ正月ヨリ清國ヘ攻入北京迄攻付

四月迄戰有之引取候段蘭人申立

硫黄嶋天照太神宮御修復申立

濱御庭ニテ塩製有之

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

泉州岸和田城雷火

十一月水戸屋小石川邸焼失

文政十一年戊子

二月神田多町ヨリ出火延焼多シ

三月紅葉山霊芝生

同月紀州御簾中菁屋町芝居御見物

同月加州之邸へ御成

同月神田邊夜中女子ノ髪ソギ候風説有之

東海道川崎光善寺不正ノ加持御咎

八月筑前猛風甚雨飛火津波大変

十月天文方高橋作左衛門外國ト書通之事露顕

文政十二年己丑

三月江戸大火

四月江戸大火

七月御本丸御半下部屋小女火付御咎

九月大納言様御宮薨

十一月松浦五島辺ヘ海上唐船漂着

十二月奥御医師土生玄碩蘭人へ御紋服贈り候御咎

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

天保元年庚寅　十二月改元

三月神田橋御門ヲ一橋家仲間狼藉

同月長崎奉行之家来長崎ノ遊女江戸迄連候事露顕

六月毎夜明星ヨリ大ナル星出ル

近頃幽霊ノ画流行

七月京都大地震

八月西丸大手御門番所ヲ死傷人多有之

十月高松侯小石川ノ邸ヲ松ニ芭蕉花ノ如キ花咲

都下寺院石塔洗ノ風説有之

天保二年辛卯

三月東蝦夷地ヲツケシヘ異國船来リ海岸固メノ松前ノ兵士半時許銭砲打合引去ル

五月御先手方中間部屋頭三之助博奕横行御仕置

六月御数寄屋坊主盗賊御仕置

同月都下町家寡死十餘人

十月松前志摩守一万石之格ニ被成下右ニ付金子献上

天保三年壬辰

正月御老中水野出羽守金子献上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

二月六十御年賀
四月庄内侯獻金三万両
五月松山侯献金三万両
同月大盗鼠小僧御仕置
六月清國河南之地動乱有之風聞蘭人申立
八月筑後久留米騒動
十一月諸家抱手廻御仕置
十一月琉球人来聘
天保四年癸巳

二月西丸様御前厄府穴八幡へ流鏑馬御奉納
四月濃刕大垣地震
近日日色黄ヲ帯テ赤シ
夏中一向宗信心講御仕置
箱館大町金兵衛魚西亜ト交通ノ御咎
奥羽飢饉
八月羽刕村山郡騒動
九月播刕騒動
十月三春領ノ山中ヨリ米ノ如キ白土出テ食料ニ成
同月羽刕庄内大地震津浪

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

十月朝鮮国王城焼失
都下凶歉

天保五年甲午
二月都下大火 此月初夜半雲一村神田橋邊ヨリ起リ緋ノ衣着タル法師其雲ニノリ丸ノ内ニ向テ飛行ス後数日ニシテ大笑アリ
四月富士山震動出水
六月津軽領外ヶ濱ヘ異國船来ル
七月三日四日羽刕庄内大雨洪水
八月四國九刕大風雨

九月諸侯城付米御用米之内社戸回米
同月沼津侯水野出羽守獻金六万両
同月二之丸総御修復御建足御傳手
肥後熊本五十四万石
石見津和野四万三千石
伊豫今治三万五千石
細川越中守
亀井能登守
松平宋女正

上様御嗽茶一日七十斤
御臺様濱御庭ヘ被為入候節金平糖ノ土手築立
濱御殿御成ノ節鮓御用米壹石二斗砂糖二千斤余

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

天保六年乙未
正月大阪大火
三月御金藏へ盜賊入
同月紀伊侯紀國坂之邸燒失
五月肥前佐賀城燒失
十二月出石侯二万八千八十石被召上三万石ニ被成下閉門

天保七年丙申
三月佐賀侯道中関札一橋徒士土足ニ懸候事
同月松平右近將監上野國館林ヨリ石見國濱田へ井
并河内守陸奥棚倉ヨリ上野國館林へ松平周防守
石見國濱田ヨリ陸奥國棚倉へ所替被仰付
四月濃州騷動
同月薩广侯獻金十万両
六月暴雨雷鳴都下所々へ白毛降三寸ヨリ九寸迄
七月都下大風御本丸車寄御門内ノ檜折
同月松江侯獻金三万両大坂侯獻上二万両
八月朔日都下大風
同月御腰物方西山織部御道具盜取斬罪
同月甲州騷動

同月信刕稲荷山騷動
九月内府様ヘ御政務御譲御隠居
同月先比霖雨之砌伊勢ノ神馬数日不相見其後立帰
候処総身泥ニ染
南都春日ノ神木春来枯候分凡一万七百本
九月築地門跡鐘供養之節橋懸リ踏落怪我人有之
同月参刕騷動
十二月朝鮮地竹島ヘ渡海一件御仕置
天保八年丁酉

二月姫路侯献金三万両
同月大阪町与力隠居大塩平八郎作乱
四月筑後柳川大荒雪雹降
同月両御丸御移替
六月大塩之党之由越後柏崎陣屋へ押入狼藉死傷十餘人
十月五両判吹立并ニ小判壹分判位上ケ吹立
八月勢刕大風雨桑名城大破
十月新吉原焼失
十二月信刕飯山騷動

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

天保九年戊戌

二月江戸並伊豆安房上総大風雨

三月十一日西丸炎上

四月十七日日本橋辺ヲ出火延焼多シ

近日空カスミ日色黄ヲ帯テ赤シ

○但馬國出石藩騒乱紀聞

○天保六年乙未三月於出石表申渡

本高八百石　當時隠居　酒匂清兵衛

其方儀去辰三月六日大殿様江隠居　戦前ヲ殿　重役並役人共ニ内不数年不直之類モ以来

玄蕃仙石ヲ付原市郎左衛門申合徒党連作ニ為政上書右ニ全讒訴之段以来ニ覧

歳不届至極恩召早速出呼出以乱明も一ツ者之処左ニ而ニ重科之所以決之義相成旧

家家柄之儀不便之恩召格別厚法仁之恩ニ為ニ在下藏を以隠居蟄居ニ仰付悔慧ニ

家督申付至此處去ニ已之六月元家来當時浪人河野清兵衛儀重キ場所をもふ悼

江戸表ニ居住同姓ニ右上書同様ニ此外自分考並風説取交文言乗巧讒訴ニ及

ひ狂文婦聟生野地役人渡邊角変

清兵衛同様申立無余儀　出追

御用決之も相成右之付無所據去九年年二月十六日西御殿　隠居　戦前ヲ殿　御呼出シ

伝居

大殿様 越前ヶ度 於御前先般上書之趣一々ニ及尋問ニ屬聊訳立ル答無之不都合
至極恐入ト候又ハ此上御無悲筋相願ル旨 一言申訳無之全欺大膽不忠之至孫々
重役 仙石左京 並役人ハ 岩田志津ノ 高及讒訴ル始末武士道不似合之儀言々
不敢合至極ニ付切腹可申付処先祖ハ代々忠勤 出シ奉此上廣大之御仁恩を以死
罪一等を下し剃髪之上回場ニ差出急度相慎可屈在志也
仙石家ニ於ニ四家家老當時隠居
本高千八百石 荒木玄蕃
同断 千石 家老之家柄之計四人之隠居 仙石 宮計
同断六百石 用人當時隠居 原 市郎左衛門
右ハ御使物頭役岩田丹太夫ヲ以日付淺村治太郎平士大堀源作中西俊左衛門屈越了後ニ
清兵衛悴 酒匂 蕙
同日ニ父清兵衛俊不屈之家者ニ至上同日ニ俊ハ思召有之付急度々 仰付方ハ一ツ有之

少処格別之御仁恩を以知行 隠居猶ヲ居ル 仰付悴久之丞印ニ同郡平侍十人侍持ニ
下小人所唱屋舗ニ引移ル様々 仰付
本ノ一ツ
仙石 萬大之郎
申渡同断苗字法度上同断六人侍持 合郡ニ兵衛跡屋敷ニ引移々 仰付
市郎左衛門悴 原
同郡平侍十人侍持ニ下小人所ヘ引移
本高百五十石 磯野六郎治
隠居ニ 仰付悴ニ五十表五人侍持ニ下幼年之内ハ十人侍持小姓組々ニ成下河野清兵
衛跡屋敷ニ引移
高不知 大岐維之丞
隠居ニ 仰付悴ニ百石ニ下 嶋廻リ武番組ニ入

所役御免同断組に入
所用人役御免所目付格
高不知　金澤源之丞
高四百石　荒木喜兵衛
高八拾石　神谷（宮府）七五三
熟者居悴に三十表三人扶持所下所小姓組次席
独者居所御付ト
此ふ詳　仙石牛之助
右を當来て二月中ふるの云由

○仙石家一家老仙石左京ト云者先殿を毒殺いたし幼主道之助をも又殺さんと相巧に処家中の者七分通を左京に致し味方一説を幼君をも殺害いたし左京の子を以て取替に云々左京に一味せざる者も右を申にへを御家の大事又及んでなを恐れて不言ト云へり一説を幼君を無恙と云又を道之助後弟を以て取替にとも云ひ云無恙ト云実なるべし

○河野（神谷）謝子ト云者左京の悪事を書立大殿越州侯に差出に処に氣に入の左京故に内にて左京に右を上書を所見せ被成に故左京取計にて国元に呼下し死罪に行ト由
瀬平弟特を前殿の御妹にや御身附として
一条居にへを謝子弟故左京無心元思へて
又御国元に呼下し処特ハ早先を察し途中より出奔いたし一月ゆ日系虚無僧になりて
隠し居に左京ハ八町堀同心を形て諸所いたし処横山町にて召捕にて法町を行間并保養寺
所にて法論義者ニ付ゆ左京恐るを一ニ又アロ無処寺社を行
ゆ空無僧をとらへ捕頭
志りか行ゆ故寺社方に所引渡者ニ那坂侯所をそ法論義者ニ従ニ所国元よりとらへ一
ニ所吟味者ニ由左京始ハ召ニ不応不屈出居ゆ居ハ終ニハ致出居ゆ右召状ニハ病来ニ
ゆ夫也保養致出居若も相果ゆ、其所の寺に葬り並寄付並後ニ有之ト云ふ也誠ニ自殺
いたせと云ふ計なるよりしと致出居取をかさゆ事実に寄席者ト云ふ也

○御吟味中諸大名ニ御預左之通

上後国三黒図相見寺
看之
友鷲　神谷軒子

二人 松平備中守殿 口頭

松平備中守殿 口頭人 後北權吉丈
伊東要
口 生駒主計
松山牛之助
松平備中守殿 口頭人 仙石左京
市浦善義
〃 芝川本玄蕃
長谷川務左衛門
〃 酒匂清兵衛
荒井源四郎
〃 山田權左衛門

〃 岩田靜馬
口 居人 少田左衛門
松原勘衛門
松井清兵衛
〃 久保吉九郎
中西俊堂
〃 宮殿己馬
宇野七兵衛
高木作兵衛 堀 森治郎
〃 永川保介
〃 大原六千郎

口 此本書類乱 以為明之

〃 青木源太衛門
口 居人 磯野弥平治
宇野甚助
松田源兵衛
〃 西村門平
佐治左右
〃 鹿見四郎兵衛
西山平屋門
〃 西園父行七
中河吉兵衛門

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

○ちゑん永

もく皆校写てもゑん祢へみひ〳〵ゝ藤の其又藤の仙石校て八御国の家老ゝ叛謀をく（仙石左京ヲ）
ろて家中八一旦申含せてう人を斬てむほそことうんとゑゐ〳〵て其身八後見
錦の志と称ゑ蒔絵の本膳て二十五菜や三十五菜北の料理や外朝ら晩迄酒や肴
てどんちゃん五ヶ石をそゞメ若乃晃ゝ永てゑゐ〳〵おとつたくみの如が一ヶ月の
中ゑる特ゝ夜廻を早くし多つけこいつそ多事ら如ゝ出ゐけて多忠をバゝうとおもつそ逃て（一説ニ）
ゐやと夜の眼も祢ゑへそみひ人出て来て八ヶ堰校んでさてゝてからて横山町ゝて四止宅ゝ
ニゾと捕ふんとゝたゞ共笥特共ゞもさそゞず　ゑ後のゝまそゝ捕なゝゝ縄めるあ
ゐふら仙石家ゝの新てそゑゑゐゑゑふんゑ有とそ尺八ゑんぞを記称ゐ四ゝてゑ事ゑを
う〳〵ゑ八ヶ刀忍大きゝゑゑんでゝそてさをぞいゞぞたまゝて捕ゝて後てゑゑの特とよ

ぞいうゐればそんろ杜右八お町へ出ゐけて一寸理座を云少称ゞゑゑ如とみ町〳〵出ゐけて一
う〳〵十近左京が逸早ゑを記ゝきハお年行ゞゐつゐ仰天そよゑゑゑゑ多指ゐゞ後くこゝゝと
思ゝ刻一井出校ゐ虚ゑ修ゑんそおひ〳〵ゞ校ゐゝ行ゝゑそつゝその次時ゑゑゑる
みひゐが来てゐゝいつを一寸つのやゑの〳〵誇文ゑせゑんちゑゑの〳〵あゐふくゐゝせと落し
てやゝゐゐ色ゝ吟味親類内で八都合ゐ四ゝ校なんそをの新ゑゑれ八修い乱
そよいゑ多ゝそでおいゐ八周防ゑおゝゑ多有ゝ此ゝ後つゐ今近の役とゐるこゝて
ゑゑゑ如ゑを一寸りそゝて周防ゑゝのゝを（聖ゝ一ヶ）ふゝて指をの役ゑゑゐんゑ處ゝせんぶ
て一身のやりゐを残ゝず呼ゑせ方ゝ八頼け大名物入面ゑ指ゝかけ出ゝ〳〵ゑのそんごえ
座面をゝゐゝ警固の人やゐ毎ゐ〳〵ゑ行ゝ浮出ゝ駕やゝ馬やゐ大勢騒て有ゑ子
和ゝ仙石校て：警列校ゐゝ整言面の人ゐず大勢まて口ゝ八ゝをゐめてきゑつて出
近刀ゐゑ面ゝ家中の面て大きゑゐゐりておゐげてゐゑゐとそゝねくみひ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

退身去年四月中入寺致候處紊乱之上古法之通門弟ニ致シ其後無人故役僧見習申渡當三
月中松見寺看主申付候得共將又國ニ奸悪之暴臣有之時ハ一途之忠義存候者ハ却而無実之罪
ニ落入候儀忠烈之者不通奸曲之徒ニ從候ハ一宗之大変ニ及候類古人之傳説ニも承傳孤忠之
情願類ニ不便ニ存右友鸞一身之儀を何卒御憐愍を以御寺行不之様ニ被下度候
之上落着之　仰付被下候様當正月廿日筒井伊賀守様御番所ニ而憐愍願書差出候ニ付
御取用ニ不相成無是非引取思慮仕候処　右之通吉田等ニ付何卒憐愍入候儀ニ付同
ニ付仙石家ニ而友鸞罪科之輕重内ニ承候處一通り吟味之者有之者ゟ格別之罪科無
之類故一旦一月寺弟子ニ致候ニ付因之而役僧ニ而吟味済之上ハ門人弟子一月寺貫ゟ
剃髪為致度願書差出候處道之者度内見之上出石表ニ申遣之一ト為答有之而
修行之日数ニ相成候得共何の沙汰も無之ニ付去ル一昨午九日仙石家ゟ出石表ニ承出石ニ
表ゟ申越候ニ付右ニ付而不策入候儀ニ付相斷候得共道之…河野丹治

申参ル右之段ニ而ハ何共仕方無之右友鸞壹人ニ限り候ニ付無之前文之通武流之安危ニ抜
及候宗意ニ無之ニ付仰渡之御趣意とも有之候前文之次第理無之夜押方殊ニ一
月寺番所ニ而通り候様再応相願候も不承入猶更別段之儀全下賤同様
相成候時ニ成行候而ハ不得止御趣意之節難去一宗之面目ニも深く恐入候ニ付往々滅亡之
儀ニも可相成と一同歎ヶ敷痛心仕候ニ付何卒格別之御慈悲を以宗法古来之通
相立候様成下右友鸞孤忠之意念も通り候儀をいつて尚更難有仕合ニ奉存候依而
書付を以奉願候以上

天保六未年六月

一月寺番所
役僧　宗寿　印

寺社御奉行所

○右之趣御尋ニ付奉願上候

上総国三黒村松見寺看主友鸞儀宗用ニ而罷出途中同人之ゟ家ニ

相成候者之内ニ不埒有之候而者町御奉行思召之外多勢之事共一和ニ候故一月寺役僧代之由再
三申断諸同者之ハ、一月寺番所同道之上可承旨申之ニ付是又不承ノ理ヲ申之
備を立其後一ヶ度致参当更ニ宗法義を申立是非一旦一月寺番所へ致同道呉候様申
候ニ付簡井伊賀守様御番所へ引連罷出入寺ニ付当時御吟味中ニ御座候
右友鷲之者ハ忠節之者ニ而全身命を惜ミ入宗ニ而も者之儀不存好臣
之悪計ニ落入候時ハ宗之流河無覚束一途之忠義存込候而乱流宗風を承
孤忠致以心底ニ而申出候者ニ而御座候　東照宮様　御神君之御係恩を忘
存在之者共宗門之為ニ相叶候御付札之上諸人致承知候様可被引成
様相成候而忠義を以可相成儀不便之至何卒格別之御慈悲を以存命まで
候様　御奉行所ニ而御係成下候様簡井伊賀守様御番所へ先達而訴出
候者共之儀ニ而相成候而ハ相成下其外仙石宗へ内訴仕候ハ行届兼当御番

所ニ而御慈悲御取上ニ相成候ハ先達而呉々奉申上候所今以御沙汰無之且仙石宗ニ而ハ今ニ篤
宗之老臣忠志之者共四五人奸邪逆臣之為ニ被減知籠居等ニ相成候者之内ニ者中衆
之相成候者共ニ而一向ニ申上候好臣時ヲ得忠節之者致非道ニ被逆臣暴悪
増長邪曲致候之上国乱致引出之事ニ而候哉虚無僧共之儀も天下之家臣諸士之
席之儀ニ無之ニ付故表を修形ニ而ハ不心得之事を不忘日本国中往来之自由を申立
修行仕候段深く存候者之国之邪心諸之風儀得与見分候上其品ニより奉申上
天下之御大事ニ候ハヽ身命を致投候儀宗門之極意ニ而御座候　神谷轉寺ニ先達而候も忠義
之者ニ而見込ニ候者ニ付故御慈悲を以被遊候而御座候一之宗一向引戻し
相成候得共慶長之年ニ而御指図之有之更ニ不相立普化一宗之名を失ひ候年ニ
詮無之儀一宗之者共歎ヶ敷候仕合ニ御座候天下武門之助ニ相成候宗意之為
之恐入候　格別之御仁恵を以御奉行所ニ而御吟味之上被成下候様於文言ニ奉願上候以上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

未七月九日

寺社御奉行所

一月寺番所
役僧 実瓊印

乍恐以書付奉申上候

拙寺末上総国三黒村杉見寺看主之友鷲儀仙石道之助殿家来神谷轄之
者ニ而御奉行所ニ而御吟味之上補ニ相成申出候処ニ而宗門引渡ニ相成申候ハ
轄忠志ニ而家相続主家存亡難計候ニ付世上風聞も有之且轄之友鷲義
封印附等御座候而右友鷲へ相渡当 御奉行所江被仰上候処御蔵封一旦仕
候ニ付宗旨候分も出石表之儀ニ実ニ当家人共寄之御書当御影候儀も
有之右書面相成候儀も有之且又仙石家四臣并家老等仙石ニ而御渡向
清兵衛・原市郎太夫右四人之者共去年正月中隠居被申付当時家老仙石左京ゟ
被仰付候ニ付諫書差出候処右四人之者共同月廿二日減知之上隠居被申
付候内去年三月中致病死者も有之奥附鹿見四郎太夫儀者去巳九月中江戸御屋敷出府
之上播磨守殿実方江直之願度実兄龍野藩家老へ願書差出申立候儀岩ハ使者
相勤候処役儀取放隠居被申付候得共猶又其後実兄御門用方井伊家へ立入候ニ付再度使者
罷越候処役儀取放江戸御屋敷御咎之儀ハ去ル辰年正月中蒙御沙汰其外ニ人左京殿
御方ニ而仙石国中上下一統極ニ及難儀候故右一四人者文書ニて申通候ハハ文
ハ又一ツ之所も追放申付候後出石江入牢ニ相成当六月中死罪相成申ニ得共友
鷲儀も仙石家ニ引渡相成候ハハ非道之死ニ候も不便之至ニ候忠義之士実之
流落致候段深歎ケ敷候得共一体宗門ニ而者も有之国元ニ虚実共外ニ見分可仕
難及候ニ有之候其段ニ実ニ当候儀因而友鷲も忠死ニも相成御吟味之上一通
右左京ゟ條書を以て稽古切之も難仕事入御内覧ニ而去友鷲御忠死之上右 却而
不忠之相成候儀有之候儀ニ付文之候之儀ハ御座候間何卒御仁慈を以御憐

身形上下以上　未ちりまつ

幸社御奉行所

○魚尽連歌

身の上の毒ともたしけ喰ふ河豚　七昊　星髪切て人くハあゆ鯛　後室

大望ハえより思ひ太刀のうつ不　仙京　味方　光彩を送る目ふぐ　鮒鯡　權門

道るまらぬのぞミハつひる多がしら　天罪　深あゝ笠の心ある　鮎　神轉

江戸まへと思ひの外に捕ちか　鱧　八瑶　者あまりても賣るて鳥賊　大国

御預の身ハちりしのまの茶　鰈　逆黨　くまて覺悟の命ひ　鰈　未練

兄弟のわりなきを中の奥も　鮫　松主　蕎なかりしるの大　鯱　石濱

対没の砌ハ口張るいひ　鯉　仙京　跡の手紙ハおもひ白魚　神轉

鬻の前殘しすみなき　鰯　吟味　さゝろそ捌くるのよし　鯨　龍野

一月寺後信

きくる世を横にハ行ぬ車鰕　四吐　元のむくひそ首ハ花魚　七昊

此上ハ家の贔屓を頼み　鯵　當之　横兵衛の切と共したて鯛　家門

五万石丸ハ其の字とすまつ　鯉　七昊　永樂銭て買ぬこのしろ出石

○　一子退轉　一文かしやし

抑此藥は一月寺ぶむそうの所告りよつて左京のさうすんのいつみ謀叛さまわれ

いちみくしけ露顕そうどうちから　主税　痃癖周防頭痛その外家中御預大名物入手入金

一味　相談　痃　目付のかすみ眼尚守居いそうしく眩暈立くらゝ疼まめりよし又佞肝

そのまハ内股へ張くよし

吟味調合所

此藥苦人に行しき類にあらしの産下ろ吟味を上ま故義仕

江戸芝沙留　龍野氏制衣

君ノ船臣ハ水セヘ強くして千石船も今ハあやうし
一生のちからを出して此節も同く防く人の悪評
「治世ともせんこく程の路きを
あやうきよ千石船をちからもち
「今度のそ丸は無の字のなそがとけ
いふるが立称ハ友鶴ふるものハなし
「藥ならず鷹夜燒の尾かわれ
「手ハ殘れ横兵衛が蒔しら称
「汝とあそ洗へハまはきまるる深
ちからふと松かかうて蒔ゑ
竹ふすし兎ハ仙石様の手ほん
仙石を
仙石を国ちうしらる力業 周防うはくハまさかい行まへ
横兵衛が蒔しらる種の五万石かしすゝありて家老ほちらる
天八ハ出されし一家老国も屋敷も鏡もぬらし
「家業して治家ハ定し蒔の役
「永樂ハ天保のかけのかけもなし
顔見せる出られそもなき三ツ扇
「室咲の梅ハ定ゝ凋むなり
「仙石も四の実かし月の雲 當世
便り笑ノをも友と鶯鳴て 一月
筒井ツヽ井つゝかゝる丸ハ尺八 南峯
たゞ京道の助とさらんして 老功
権兵衛が種を蒔て丸ゝ世 祖役
実ゝゝ伝達なさるきを今そ見る 夏
「江倉ハ剣を権とは四後宝 隠姫
「兵法ゝ物ゝ破やうし 笑止 隠居
「五万石永樂綫とおもひしに仙石とこゝ丸るに世の字歌
「仙石が節今年しや大根の高く年
「輪迹ハ出来て二度名もうるし
秋ハ浦的の縣召さるし 神谷
預りもの荷戸外なり 駿ヶ臺
ちから業より定ゝ今ゝなき 平松
出る石やるく城のかくそく 但廟
膳の飯ましれの橋枝 湖海
おりの歌を引もらぬし 周蒔
七五三うちかけて神谷いのらん 轉兄

永樂の仙臺錢の真似をして新錢座にてこゝにする 倫遠

平骨の扇て求日氣とハ色食芝居の石見銀山

○ 好けをとりあとてあるまを捨て居る

「何ぞ世にせんこくをなし大きゆり

「陣ぐらのそひてそれハ思ひ出し

「出石ぐらとしかおすく入そうぐ

「出石ぐらのかミ三ヶ所の思ひそれ

未年大小 神谷轉事友鷲元仙石横之侍 大變のなきよりに小

○ 白藤源太

狐ハ人をたぶらかし人を欲の罠にかゝりし出石もの請き流を濁さんや思ひ

のことハたゞ家京かへりたゞ宮物思ひ思ふまくれて服頃き自仙石横の船なら

て浮む淵のなきたんとそし揚屋町へと身をたつ見昨日の測を今日の

淵とかゝる節の呼出しにつらく夢の浮留や但馬しつ事の身に報ひいとし

かゝへの女房屋秋子ハいかなる處ぶん遂轉寢の夏にさひ賞てそゝなきを上と

涙にくれ居るなる「かゝる所に國元たりとゝふをとつて武士の意を情の二歳

に聞ひつなりし惡縁の都に似合ぬ因陽染 徒党 赤ひ彰して居るやそしかり染なら

ぬ御上の御捷を税業にてとふしてなりとても命にさらるなら早ゝ来せ

たのしきと後の世思し給れと神谷佛にちかい綱おもをおるれ黄鳥果を得

んに哀れなるにしたまを志ほらぬ神を知りけり

○ 出石流行手まり歌

一ッとや初とり息子によりたを最おひし 惡るまれる稱つるし

二ッとやさゝ刃し難義の有中に淵平と七五三とハむこらし

三ッとや三夏人ゝのとかりし道を御度かうとひそゝの哉

四ッとやよとや 笠 にやまりやせまへ二年此居るかれ きもし

五ツとや出石の家のあらそひは　江戸へも大家へも行やせまい

六ツとや無理やりもしやう毒薬も　調合すると見へにける

七とや仙石左京ハ欲の皮　山役までも五千両

八ツとや左京ハ（口）吟味もうけられし　殺の御沙汰をせられける

九ツとや虚無僧になりて此を思ひ　転宿どこでハちよく入る

十とや　とかく吟味もつまりつまり　近く法名の寂りけり

○大黒舞

仙石と云人ハ一に家老の如くにて　二にハ下々を恵まるゝ　三ツに左京の計ひて　四に世俗も知る様子　五ツに出石のそうどうもこれにきはまる計ひて　七ツなくやら殺やら　八ツにやつぱり頭けられ　九ツ土ヶからで吟味ニ十でとつくと承知ぶりなり

○裁許　乙未十二月九日

仙石道之助
家来　熊勢惣兵衛
当時　出十次郎

其方儀元来ゟ致出奔候神谷転虚無僧友鶴儀不届有之者捕候節御差図ニ付申談候上主馬と申名付候之趣引合候有之付差出候而主人之行届候ニ付候而主人之内ニ而筋無之儀ニ付相詳

及吟味候処其方家政向不正之儀外不容易儀之相見候ニ付旅行定家

相遂詮儀候処家老仙石左京儀ハ主家政を紊乱し身分不相応之奢侈

超過之段併ニ主家深き慮之由無隠候計を以主人於家中ニ不束之事

詮之所之頭ニ吟味候候処死罪之事ニ付主家ニ付莫不弁之儀其上無与左京合内意

不軽之御仕置之事ニ付候上始末及白状候儀ニ付其所之御仕置ニ　依之御改易ニ可致候様

第一之儀小刑之処家政紊乱之至候所之家政不届之儀不相法ニ　思召候ニ付

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

御兵衛後同家来を踏込捕押引連ゆを雲村貞太郎ハ取計方ハ御道之御
家来ハ在所供ハ家来ハ御道之御申之ハ且ハ遠路多人数呼下及吟味ハ為ハ
難受一ツ致与一已之存寄を以御料地内ハ踏込下治分ハ本除角之文方ハ御之衛
を先出下致貞太郎ハ踏込致吟味ハ姿又相直し一件落着之上御之衛を
道之御方ハ引渡哉之御伺書ハ認込本伺ニ下与貞太郎ハ致先国下支実本遠
之御書面相手同様ニ本伺ニ之御方ハ御兵衛を為引渡ト御御信寄取計
殊之寄和貞太郎ハ右同書先越ハ之砂内線隼人正連名宛之内快をも添
之先越ハ去月番取扱之家ハ其同人ハ不為致一覧始末不取之ハ御信
御後御免先和ニ　御付下
右場山河内ハ所完着寄申出席同人ハ後御目付国測勝治郎兵衛
ニ松の書ハ引ハ作事ハ

松平周防守

名代　千村弾正少弼

其方仙石ハ之御之本来河内御之衛并国本来生物之付外三人住書ハ之後
道之御本来ハ分相手之税を以て受ハ付る道之御本来先出下書面ハ
口之吟味ニ出を着ハ不可付御之衛ニ外之右ハ住書ハ来て及接役ニ下ハ道之御
巻ハ祖父様ハ寄ハ致此之事ハ或ハ右住書ハ付ハ日今ハ又同人ハ節も他
ハ曳アハ安宝暦之度評定不一座ハ之伺濟書面写ハ書取本除内之
税ハ先出下致同人ハ居之御本来ハ相手ハ此後重御役をも本御
之後別ハ不埒ニ　思ハ御之隠ハ　御付之寄情の再生下

松平左近将監
名代　[illegible]

父国防ハ之御役中ハ御之後者ハ付穏ハ　御付之寄情の再生ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

右御所替中務大輔様御名代ニ付神尾若狭守殿御出座被仰渡候事

年番　未ノ十九日

且又不相成事ニ候ハヽ難成候

○丙申三月所替

石州浜田ゟ
上州館林江
奥州棚倉江

一月番引渡

上州館林ゟ　松平右近将監
奥州棚倉ゟ　井上河内守
石州浜田ゟ　松平周防守

条様

酒井 西村 平井 友

天保十一庚子年十一月朔日御所替被仰付

武州川越ゟ羽州庄内江　松平大和守
羽州庄内ゟ越後長岡江　酒井左衛門尉
越後長岡ゟ武州川越江　牧野備前守

右ニ付川越領知

一 寛永十辛酉年ゟ正保元甲申年迄　拾弐ケ年　越前大野
一 慶安元年ゟ同二己丑年迄　二ケ年　播州姫路
一 寛文七年ゟ天和四甲子迄　十八ケ年　播州姫路
一 貞享三丙寅年ゟ元禄五壬申年迄　七ケ年　羽州山形
一 寛保元年ゟ寛延二己巳年迄　二ケ年　播州姫路
明和四丁亥年ゟ天保十一庚子年迄　七拾四ケ年　武州川越
寛永十年ゟ天保十一年迄弐百八ケ年ヶ所ニ而拾弐度所替

松平大和守
一 正保元年ゟ慶安元戊子年迄　五ケ年　羽州山形
一 慶安二年ゟ寛文七丁未年迄　拾九年　越後村上
天和四年ゟ　三ケ年
元禄五年ゟ寛保元辛酉年迄　五拾壱年　奥州白河
寛延二己巳年ゟ　拾九年
天保十一年ゟ　羽州庄内

一 天保十二年辛丑三月二日酒井左衛門尉殿江御書付 太田備後守殿御渡之写

左衛門尉唯今迄之領分出羽国庄内田川飽海両郡之百姓共数万人或数千人

或者弐拾人ツヽ徒党之様ニ相成候得共無事ニ候得共...

無謂之謡ニ

酒井左衛門尉

閣老中

一 天保十一年庚子唐津侯行状

肥前松浦郡唐津領主
六万石 帝鑑間席
小笠原左京大夫佐渡守長和

右佐渡守儀者故相模守長泰三男ニ而...

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

一 天保十二年辛丑(閏)正月晦日

大御所様御不例之事御実ニ生ル程為叶ハ原下剋被従蒙御ト作事ハ

一 松平加賀守御誥御譲代大名ニ下ル事ニ居之事誥御奉名書ニ葉之事様類ノ誥

誥書ニ誥物ニ誥役御書ニ而不残 右御三七日ニ月代刑ニ成ル

一 国持大名并廃流外様大名交代家令ニ表ニ家令小ニ蒙ニ誥之事

右御三七日ニ月代刑ニ成ル

一 御目ハ以下之名ニ諸之国心頼ニ者ニ迄 但 倍臣ハ月代刑ニ成ル 右御一七日ニ月代刑ニ成ル

一 御大所様御附之事ニ 御目ハ以上ニ御五十日迄 御目ハ以下ニ御二十日ニ

月代刑ニ成ル 但御一七日ニ 大御大所様御附御重ニ而之事ニ 倍臣ハ月代

刑ニ成ル

大ニ通ニ一ツニ御願ル

一 西丸御附只今迄 御新同ニ下ニ給ル御用ニ西丸ニ 其出ハ御用ニ

老中ニ其ニ中ニ其出ハ相ニ一ツニ御事ニ

一 大御家様蒙御ニ付今日ニ蒙ニ誥御停止ニ御ニ御ニ一ツニ御願ル

空二月晦日

一 日光准后様ニ 御使 水野越前守

大ニ 大御所様御ニ蒙ニ 御葬送之事ニ 信ニ

老中 水野越前守

一 御出被 御葬送 御法度 御霊屋 御寝殿 御蒙ニ誥 御蒙ニ誥 御遠ニ

御用ニ成ル 信付ニ

笑ニ

林 祀信守

御出被 御葬送 御遠ニ御用ニ成ル 信付ニ

大ニ 祝ニ更ニ御

国立国会図書館 タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

以上

一 大[illegible]

桐柾目[illegible]

上[illegible]

右[illegible]

[illegible]

一 大[illegible]

天皇我詔旨良万止故大政大臣從一位源家齊朝臣尓詔倍止

敕命乎聞食止宣尓久九大樹乃重任乎荷天能守成雖乎

保知力治道尓尽世留加故尓勇士毛愈弓乎囊尓志心乎仁義尓

致世留加故尓黎民毛愈壤乎擊知四海乃廣岐歡阿比天風乃古止久尓靡岐

八蠻乃遠岐毛貢毛天雲乃古止久尓集奴留支者寔尓汝加力尓依天奈牟止宇

礼志美給比喜給布天已尓大政大臣乃尊岐官尓上給比治比志加

近來老乎告天征夷大將軍乎辞退天与利猶毛忠勤乎慰給波牟止

所念須間尓性命有疆天加疾病難救久遂尓此國乎去テ彼

國乃不知如尓罷退奴止聞食天悲給比歎賜而故是以正一位尓

上賜比贈給而天皇我敕命乎聞食止宣

天保十二年二月十五日

右三月十二日於上野 御牌前前共納言殿御讀上。紙ハ茶色間ニ合金砂子有之也

新板おもしろの月

一 水ノ厩 おち月 一 海後ちゝ 信ノ月 一 大内義隆ゝ 内院男ノ月 一 西丸老中 御りノ月

一 京都五月代 ぶつ相ノ月 一 月事老中 門前 ごたつき 一 小菓清方 盛熟ノ月 一 河内守 ゝ 暗正 ふ月

一 中務大蘭ゝ お供ノ月 一 内府老女 さつくと 婿ノ月 一 上州へ くまゝ月 一 芝へ くさゝ月

一 石翁 うんの月 一 江戸町ゝ 宝も 金持ノ月 一 名ゝ か役ノ月 一 西丸風夏 うそを月

一 西丸御 少し 名月 一 三月道ゝハ 山本元ノ月 一 市村本橋 ぶて 致ノ月 一 紀伊国やへ 姫子ノ 不れ月

一 お僕ハ 嘗使しノ月 一 水新 ハ 月 ゝ うんの月

川柳

親父兄ノ死ぬ 先からうら家子

兄のきへて親父頭からおつかける

おとうさんたへおそよりとよそ兄ノいる

さかばさん あはれら花ゝきつをつけ

ゝ又 兄弟おきそきとんたくまことふけ

三人の坊ゝ訪人ゝしゝ 男けけ

芝居より 梅ノいゝと 隠ふ男ノし

はもゝさんハ 口きけんかと孫ノいゝ

きけ 上ノ今夜もつゝを引たえり

芝居をぞやそて花ゝきえるぬ氏

田宗衍 燈そ年もうそをつけ

角多衛 獅子一先 玉へ 立ノへり

時分からあくぬまれるいのほり

帰縣終 水とうかんノ月ゝあはれ

口上野芝 石翁

えぼしの陰五つまでやうやう移
水吐かぶ天狗も逃るつらうら
月ごの月性よやんごいぼ甲
源松が杖ぶ移る甲うう
ぬけ穴を教仕ふるう孤いるし
芝ぶいや花えかいえて降ぶ
枝猫るさつまち飯ぶ降ぶ手
桜ちうめる日いうは大まやう
三河やの降ぶ芽やの枝
狂歌
芝形枝花花その事ごう学谷のは美統のまメ

（大夫人 淺廣子女）

秋子ふ花の降ちを手形ってきつ
る石中人をはうん大切るお火の消火のお火
（筒そう）
川水の行勢いのご（井土）暁のたぐやう
吹ごまれやろえやぬを名ごいやちう
ごいまれやろえやぬを名ごいやちう

一日午前三時ら仕舞

共ろ美美て第ろ意 ごろ自場故
前の自小前吹意
水吹美津ろ
（井土）
ごろ仕舞ろ仕舞ろ土千石ら ごう土

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　　ガラス使用

分ち向後御方
奉行所におゐて取扱ひ致す事
一今銀利足ニ候ハ去寅年ハ稲ハ通弥ハ
融通ニ付ニ心懇諸國ニ無之故ニ実意ニ貸借
一段ハ利足ニ外ニ名目を付多分ニ
雑費取ハ候段ニ致す事ハ
一今銀貸借ニ候ハ古キ候ニ而も其実意
を以對談いたし宮易ニ出新裁評議ハ
候ニも及ハ双方ニ実ニ有之ハ猥ニ出新ニ
[illegible]

東門御家内行列

御家老
下間武郎
栗津大進
同右兵衛尉
御用人
中書
沙井将曹
松井典指
御馬
朔日 御
二日 御
三日 御
四日 御
五日 御
六日 御

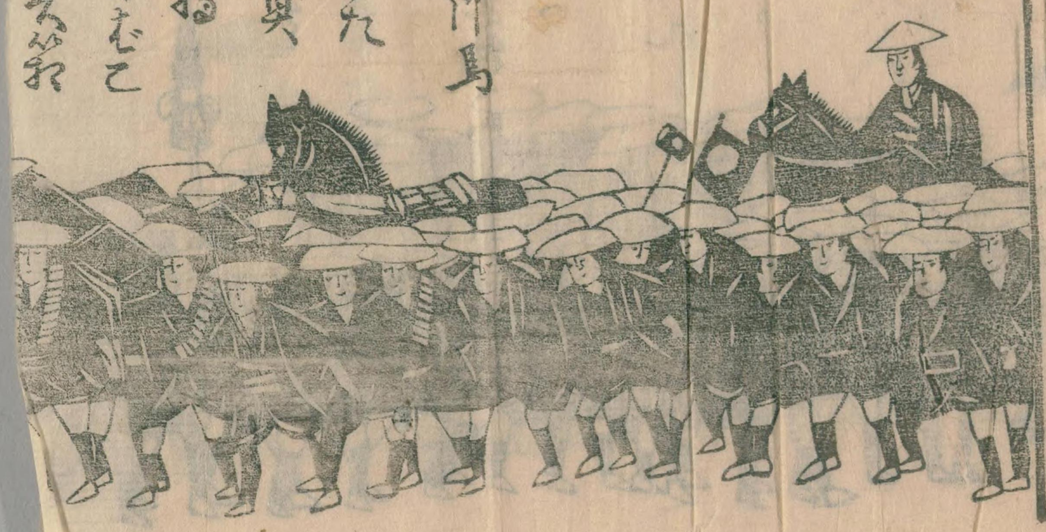

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

七日 傳
八日 傳
九日 傳
十日、
十一日、
十二日、
十三日、
十四日、
十五日、
十六日、
十七日、
十八日、
十九日、
廿日、
廿一日、
廿二日、
廿三日、
廿四日、
廿五日、
廿六日、
廿七日、
廿八日、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

天保十四癸卯年

苗賣

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

御料所之内御代多御収納免合相当候ニ近年品々之御用途
先添御打柄ニ御得共厚
御報意ニ以御物手而ニ相当御
儀をも不ニ為厭御貸附金御仕法替并十組四屋之内運上冥加之
新着千免除之 仕法都而上を積下を当御御仁政上代ニ不延
第ニ月ニ一統難有事存御然ニ御領分ニ而ニ御ニ土地も有之御ニ
年ニ多ん
神祇感恩を以 封建之懇度確守ニ相
定り其上、御代ニ而御恩澤ニ而加地等被載御得ニ御活
政後ニ而も無之時被分封又ニ急廩充実ニ而被恩賜御
儀ニ而其後移封ニ而ニ月ニより増減有之御ニ而も當時御料
所より私領之方ニ而ニ免之ニ古代多ク有之御ニ而不知否之
儀ニ事存御縦令如何様ニ御因緒を以ニ年又ハ家祖先
武功等ニ而被載御領地ニ御ニも加削ニ
當御代之

思ふ所ニ御身ニ唐右御由緒ホを彼是申立ハ事然を不弁
ニ御事ニ候ニ後ニ数代　御祖恩を蒙ニ其御身ニ而ニ候
を毫髪も不顧收納多分有ニ而を一己ニ餘分を悪心ニ
ハ前ハ有男要事ニ而ニ元来家族奴僕ニ扶助ニ至ニ
御事役ニ而並ニ御勤ニ御事ニ足ニ候ニ而既ニ二家保安
ハ上策ニ　信付ハ唐此節右様ニ御法無之を能
了ニ心得然ニ已ニ利を固執仕ハ人臣ニ分ニ付
難事彼是忠懼無限ハ何ニ頼方ニ一の者ニ哉ニ合
ニ此幸此度江戸大坂家事為御取締ニ知ニ
信付ハ右御分其余ニ此ニ分ニ也ニ而ニ場所ニ有ニ御
沙汰ニ御身ニ代知ニ候ニ而ニ不苦ニ御事ニ三ツ五ト今
冥事ニ御家ニ而ニ形角ニ知ニ御事ニ詮ニ無之ニ御事御定

ニ通リ三ツ五ト ニ不過去ニ此ニ下ニ御事ニ難有安心可仕ニ
候　神祖封建ニ盛ニ恩ハ不及申　御代ニ御
事成又ハ更張ニ御経営故殊ニ無量ニ御法澤ニ
浴申ニ事ニ御事ニ代知ニ不ニ而ニ事ニ而ニ無之ニ而ニ過ニ
ニ誠悃　御評密ニ来下ニ御事ニ難有仕合ニ存ニ
右之通越前事大坂須倍中事ニ御事ニ諸臣逆
恐ニ前ハ深ニ而ニ御厭ニ御趣ニ而ニ御事ニ此度江戸大坂
御城冥事ニ上ニ信付ニ御事ニ御猶笠ニ関係ニ御儀ニ無之
従来御規定ニ領知割進ニ御乱ニ付全御取締
無儒ニ　信和実ハ　御ふ本ニ御儀ニ　恩ニ
了ニ故右親ニ願下ニ事ハ慶深ニ儀ニ御事ニ為於
上ニ御事ハ聖領ニ御唐星ニ御事ニ　恩ニ御事ハ甚ニ御宮仲

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

右天保十四年癸卯八月十七日水雷轉[illegible]殿
[illegible]大川付神尾山[illegible]殿[illegible]
[illegible]

同年九月十三日謄寫於東都諸侯衛[illegible]邸
公舍[illegible]

[illegible]

癸卯九月饗
天使德大寺日野両卿泛舟於
隅田川為玩秋遊辱命銑伴接
實　凞朝韻事也鄙詩三首敢
紀榮幸奉呈　両卿臺下
錦纜牙檣溯巨流流廻岍轉閙塵収
紫薇仙容聯翩映碧漢龍舩縹緲浮

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

蟲韻露華秋更淨蓀花荻葉景偏幽
世間多有風騷事百歲無斯一度遊
二公清貴素風流款待教人俗慮收
潮穩宛如天上坐景遥皆向鏡中浮
洛都泉石應明媚江府烟波亦靜閑
準擬他年傳盛事敢憑吟筆寫良遊
芳筵宴罷下中流暮色蒼然浪亦收
木母寺邊松籟咽水神祠外桂香浮
昔賢題詠名逾顯勝地烟光跡已幽
歸路又添餘興壯棹歌齊唱太平遊

幕府侍講大學頭林 鵞峰 拜具

九月二日徒大寺日野乃両国元文比回きまめしよりて
角田川ヲ川道えうしゐひ候ともに法船のうち
そ御ふくいふに侍りて
角田川むりをかけてよ御流の所と称き水も跡をいけり
今日の法船ハ麒麟と名付しられたりけきたやくて
物名ありして
御舟さを波の深まりおもしくにはるゝ春の芦れ紫
都鳥ハいはるゝとのいまハ春れと取りしも見へさりけれハ
こやこ人事須そ見とや其所の花鳥もやさしみ水かれぬらん
法印 季文 上
世しゝあるとも多え須そ取りん隅田川こそ也し姫鳥乃来もたるふ
いろとしよいくよかさねん百草れさうかしき長月乃秋
右徒大寺乃内宮の歌之とも
すゝろ川めくるの流のうら流ハ名小のこけていつ流しむ
公ある多ゝ以法のよに枝をめて咲や御ふきの神道のいろ草
右日野乃卿乃しことゝ云つり 口思ふ末の一川ハ新樹花陣と見なえるこゝろしらん
大御使乃下りあるハ年ことの春なるを此事ハ美姫男
乃うをあつるふよりて八月に下しまつる之なり

勅使徒大寺大納言實堅卿（サネミ） 五十一年 副使日野前大納言資（スケ）
愛卿（ナル） 八月九日 美府九一日 御新都九日 御徒大寺
御道筈九月二日 麒麟 と云ス御舟にて 隅田川 接ひ候ん 者
御伴ニハ二ツ家九人ニ 林家 歌学所 再男院北村法印ホ之
御輝トして御目所花出仮のよし
美姫男ハ當 乃軍家 家慶公 乃御姫男にて 御法号 美明院
殿とゆスニ下りニ日 遊長之

○天保十四癸卯雛調

筆を記すと云ふて日番付　蕎麦と湯液をくりと引きけ
さらに五坂の沿のたりなりと　実もなかそこも宅番の世法
明の月鈴ありたてる瀧山　喫蕎師さへも稽稽をせぬ
身にしたるまで太刀の鞘をしけしにまいんの唱なりそめて
咲花に猿若町の賑やかさ　店内川を訊の鳥追
善なりそして御社系前の呉并に夜景となく廻る鉄持
切見せのつふれて小さとの所ふれず姫君様の女中しくしる
縞緬に似せて真岡の紅絞りぬが屋にまるりてたやら海に
ありこる質の利足を上出し　長命丸ハ云ぬけをする
一ト志きり鶏の志きりの大鶏を玉屋の花火鉄も焼こり

天保十四癸卯年九月十三日水野越前侯加判列の夷に時に落首

○一ニ太田をふんまいて　二ニ日光相濟て　三ニ酒井を目にあませ　四ツ世の中けちにして
五ツ百幡に成就せず　六ツむかふ手を出して　七ツ難役を下へ付　八ツ役目を上げられて
九ツ今宵こそまれて　十ツとふ屋敷を拂ひ

○九月十六日夜何者か越前侯下屋敷門前に胡粉にて大書ス

安石之小便　十五無何孫陸佛　○十八日勅諭日蔵ハ今朝ニ御下廻
奸者之小人　楷書　切腹うたりや　そのまゝ　こはくてあり流産しかね

○たんじ也

小さ形を　奥方を夜　くらを捨る　いゝたらつきせ　四日立　六日夜拂

○

百幡沼城田あとから水かおて帰る舟ハ　此ハ浮海

徐故革烏犀角裡きゝもせて五百石とは言ひ茅礼（役）
なる類ハ花 佐念ハちまる世の中にさそ濱松のくるしかるらん
（悪しきよろこべ世界ハ咱かるくなるぞヤイ）
（見）
原鷺沼塚田甲斐なく水即泡 根ニ
（見）
根えらし折ておもしろ根そしめ
（見）
佐念炭花て傳ふの表望
（見）
水引で十里四方を元の土
（見）
積年とは思ひ出なり

當季附合

世の中に甘ミのとゝく蜜柑哉
上ケ地かやしてゆゝかなる秋
原鷺の沼の塚刻いかるらん
ゆ蕃ふくことなりし隈密山
そうしと女聲結ぐ拂除
張替るゆる鷲古三味線
ぬんとしハこゝ稲の佐念ゆ
菖と小念ハ仕込見合
末仙ハ沼深ようも早くかれ
鉢張するハ小茅屋の地新

焔麗より諸侍と業名へ茅花御
陰絶の結出来て大手
今そしる大成殿も法くり地
長イ刀の中ハ竹光
再建の入札つもる感應寺
新浮下田羽田むらゝもの
ひんだくか塚のちゝ手追土いぢり
中ぶりんの誘る古河梨子
ぬつさきの羽織も丸く脊の療治
もしひぢぐやとるし松代
三年に二度の地震の早ふるひ丁とこの茅（アレ）のいろもまた柏
燈し過まゝ形灯て口退出ゝ沼とぶぶりの蔵ハちりし
類ハ皆まきめて柏物もひ
嵐に多花根へうやせん
ゆゝハ悦ふらして三日柏子
又誘直しとえもう當百
享寛の例ハ暫く同所法止
千秋樂を唱ふ國人
辻書をさまて小夜の定そ
沙をくふつちしを越前

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

詩賀のやす蛻石の原幡沼　ほれハ名ゆうてもまつたり
あ[illegible]を水野そんこさらさんと　名ゆ井ハいらぬかうこめ来よ
中[illegible]近[illegible]ことす[illegible]　なまやけて堀されしかる作金炭
原幡沼海田ハ接て海ノ法　水の流れハどこへ行やし
武尓ハ流境をハなりく世の中に　何とて町ハ塗るかたん
赤坂に見たきこれこそ運の月　雁の来る雪に[illegible]深深
辻番を天狗のやうに踏つかし　石をふらせる秋の夜の風
鞆をかけて備前すりハ瓦かれ　根えほのけてしまふ[illegible]筆
追ひ真内のたるのこそくるり　深世の人の目も度かるまま
青山へいく那し三田ハ遠りましと　まゝ踏こるす朝の詳判
よの中を掃除せよとてもしへしを　その[illegible]をたゝく金の宗配

大名ハ水野のゝ條申　京神
行徳名大鈒鳴のゝ様にけよ以り悪いも服る細ゆ
日本乃まつりてすゝハ一と二と三とさらしぬ猿名のごし

○

親玉ハなんにも　不知火　大名ハ水野のゝ條申　京神
旗本の心の中ハ　釼山　町の風俗を直しこい　手柄山
大坂ハ大金の　御用本　越前ハ昨日替る　狭布里
腹を切覚悟して　稲川　土井ハさつしぬ　小柳
水野も上を見ぬ　鷲ヶ濱　今迄ハとんこゝめる　相生
是ゆらよの直る　常盤山　御頼意も是迄　関の戸
是迄御政道ハ　荒島　諸人のなりき天原[illegible]　鏡山石

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

閉門て出入のなしゐ　縄張
門前は見物ハ　黒雲
阿部ハ思ひけぬのをまゝと　頂
紀州の相談ハ流石ハ西三家　要石
役屋敷ハ上る早速　越の海
屋敷を石を投込　音羽山
引越は雇人足ハ　富吉山
矣部の家も改て　橘
強悪那道の　越前
結講人の　大炊
ほ大鼓特の　備中
見そこなりしゝ　信
きうんきの　下総
中てさしある　大和
毒まもなくゐ　主膳
やつて見るの　按津
何もかまハぬ　伊勢
待ハ耳露の　越中
面白くなし　玄蕃
水の泡きへて罷ハ澄澄り
濱の松　秋の来ふまるくるる

百姓ハもとゝ川祝の附まれ
泥水ハ流けハ井込　白ふこゝ
泥水ハ流て深ぬ　輕き民
まゝ世界ハ深ぬ　よみ中
大なる泥水ハ流して野も山も所も洗て石　そのこれらに
人の秋さうす新聞ハ　くりて　ふきん　こゝるなきけるきやつ
吹なれし　濱松風の　寄後て　泥ハ　民　を　泥　都なり
水野　寄やみて　泥風　泥ハ　志川　寄き　法代と　税ハ　民　坪
下幡　沼場　田間　鄭ハ　水　とるりくるく　真田　無くしるくひる　ルり
水沽水て　下幡の　沼ハ　田　とるり　十里　四方ハ　もとの　まゝあゝ
荒まて　泥く　水野　引く　法事　上る　馬田　下る　急行府
徳川の　法を　流を　やきとゝ　ゆゑて　已ハ　田へ　引　水野　まくそよ
下幡　沼　なんの　寄　所の　甲　斐　もなし　水ハ　馬田　て　泥ハ　くりれる

酒井左衛門との水野出羽守（林）やしきん場所にて黒田甲斐守を
以降は小金の出ハさらさりけり枝はふさたして手拭浮世
御先を作根はくふくをかと見近わ節かハ水野がなんとそうけり
不幡沼は篠田狐はたらされて一度ハ来二度ハこらんし
女中さんできさと越前ハ石ゐまかある華を御しれ
雪下の和尚の法は小狐ハ上気はつゐてそれる古完
見物の川当の鉄ふ川ことふらへ養蚕の合けて見れんそそ
あまり備前侍の御ま～小ハ松平とられ致方酒悔
意のハ岸まで見の手鉄沼（水野といふ人）篠田の（ころ扇するゐの事）かくせかうとお大名
さてさて紀伊松風もふさなんて秋の末の宮より落る屋の君
沢沼も深き風も水野のあとも松平が術そかくるすとさら

焼蛤て出しの内ハ開ちれ永くハまへぬ備前侍
薩州の丹後守を場出して松平も米を作るゑまわり
水戸く塩田湯の名流れるゝ　しくん沢沼松風の気はこそされ

○どいちぶ
いろは車の役者やといふて水を廻されるとし　と　廿廿廿十ち五

○御觸書
先般小銭通用相止永楽通用之家く　但惣収受渡之儀永楽銭ヲ以
六文銭通用之事

○不忠臣蔵　五段目
出シ、井しし大炒豆。松もころそつちへつけてくれ。備前ちかい仰天し。狂して見て八、
さかまそん。松平っしてくれ。金手の弱るたくみまりしのさへやしれまいぞ。井上とぶ

といふやうなど名をあしやうんのくどう一掛り命と極とのはなしへ別れのふくつれ。

○役掛

アいうさよいるくきこえ成るまて掛へまちよ今度上ケよう国てし軽き諸親父の土こまて
大坂下りをも身停て御役をとらん子かう廻し山をあらんとする事を任しうつぬと
赤鬼かうんと一番ふんをるを古河の親父かありへて京陽とは思ひともあ
ちうもうさるあるま小石川開の川岸へさ出し御役出すよふ濱松御役掛へ申よ
御役御とし
差別濱松つうへまうそよろく出さうて車ヶ於相つ

○一 卯十二月廿四日
昨日公用人大炊頭様へ御呼出の頼不苦迄ニ而七千石の願々に付出ル
一 昨日堀大和守様御老中格ニ仰付ニ上の御側用人ニ而大奥之御勝手をも御勤ニ而
近日ハ御改革ニ御粗も御絶ニ此様子ニて町家婦女子も美服ニ而歩行ト江戸浅草杯の茶へ見
若き女出ても有之ト申候ニ御行ハて事共迄ニ又女日[illegible]一の様成と申 十二月廿四日

○一 十二月廿八日
今暁八半時頃御南隣 東 松平三河守様ニ出火仕申時御廊下不残焼亡仕 [illegible]御火の見櫓を鉦
治様御門外町家へ御縁差出候ニ付吹飛見附ロハ…五郎兵衛ニ迄参へ焼出し
数日に成北南ハ数寄屋河岸新橋迄東ハ築地御門迄ニ而南ハ町堀迄一同ニ只今
・ 五半時迄焼石ト[illegible]火ニ相成候一向不相見へ候程焼なや新町… 御宝蔵ハ北風
張 三河守様の奥の広式ハ北の方松を建
候ハ松竹一め佛…焼残り …御椽参…ニ吹出されんと…
参る北西風ニ成り…一ヶ隣ニ…廿も…
…ニ而一寸新…ニ而 …]

狩宮司の手を経て越中寺社篇北
の教導にて
甲辰正月
○一 三日雪 昨夜より有明の月光如
り仕事始
年越し夜半より降出降通
○ 朔日より雪降出
降ず出火と呼ぐ故各前日より大火に驚ゝ
第一今日始の雪にて
北国飛脚
○ 昨夜雨ふり有明の月光
水野侯より
昨日雪にて
○ 水天宮へ参詣
赤田松茸
今日より金比羅に勝ち祝詞
参詣
○ 一昨日より雪降出
四条河原へ
○ 一昨日水天宮へ参詣
外に策地
伊予松平
○一 今日雪にて四時ごろより降
雪にて

[illegible]

○ 元五月十四日

一 以[illegible]

一 [illegible]

○ 為法報宋錢並下[illegible]分

[illegible]天保十亥年卯十二月廿七日[illegible]

[illegible]

[illegible]

男壹人 有 白米 三升 [illegible]

女壹人 有 白米 三升 [illegible]

又[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

三十間堀壹丁目ヶ八丁目と松村丁木槻丁又丁目と西ヶ丁町
南こんや丁西こんや丁馬丁彰青丁孫左衛丁ゆりや丁
屯れ屋丁比ヶ町南ゑべ丁二丁獻正丁内正丁熱十ヶ丁
山五丁こんどう屋敷南土坂丁よりの合丁九屋丁八宮丁
かぐ丁南徳橋木丁正下町正しりがし徳吉屋丁
つくだ丁ゑびしと

○南八丁堀伊達和泉守松山上屋敷堀田備中守
川中屋敷其外筑地門流長門前松平飛彈守
竹中主水正祝千外モ新焼

右土数八十ヶ所余人数四百八千人略ゑ人列々
廣大成御救並ゆ事
御仁徳親有ゑ平之御代繁榮之

天保十五辰年正月

○京橋并仲ハ洋ヨリ金六丁人後ル橋三十間堀
ヨリ木槻丁ヘ後ル紀ノ国ハレ三原ヲ
木槻橋ニ中二ツ焼ヶ屋ヲ

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

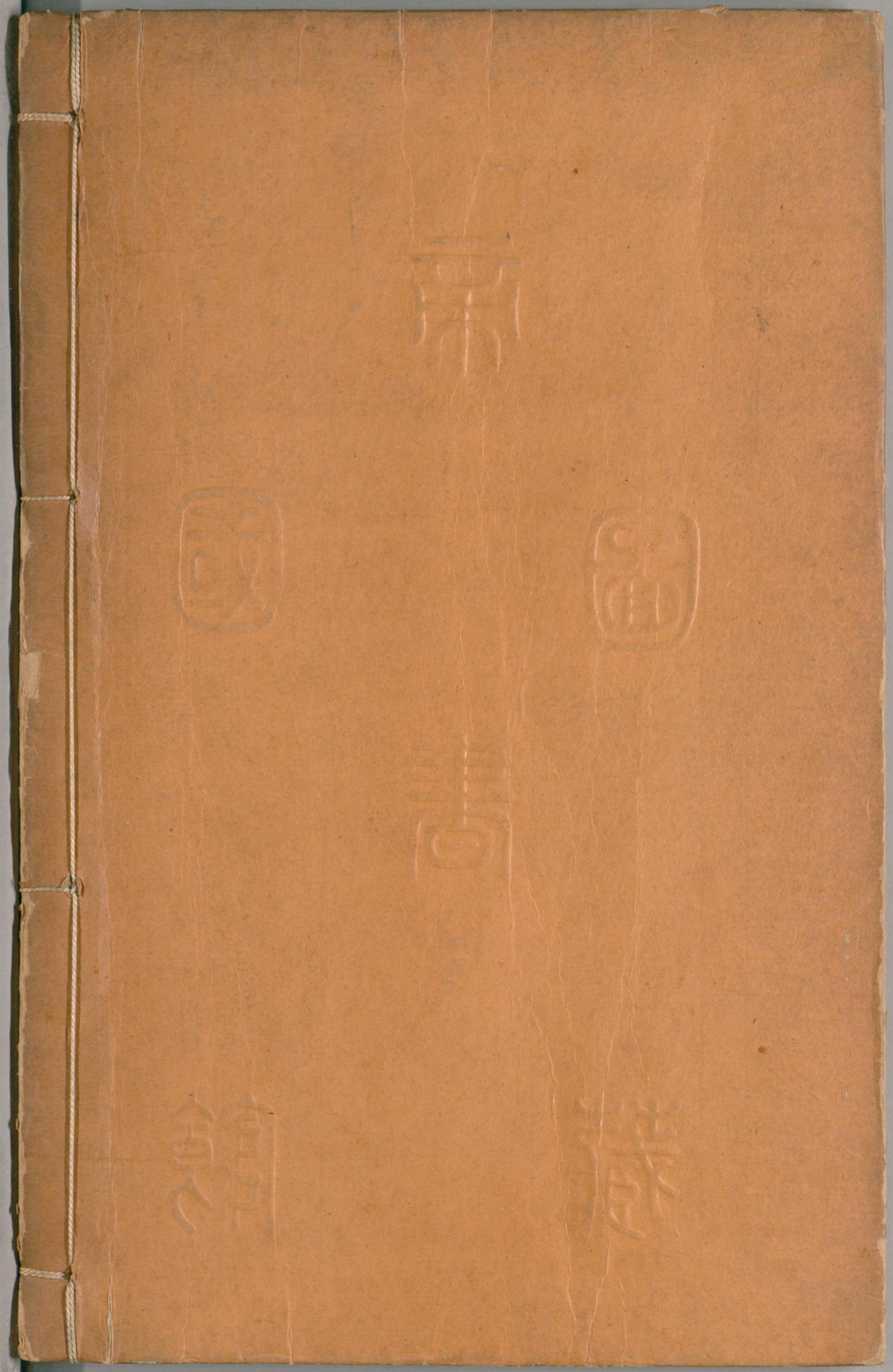

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用